

「取引所為替証拠金取引説明書（東京金融取引所）」新旧対照表

平成27年11月20日

（下線部分変更）

新			旧		
<p>取引所為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆取引の方法</p> <p>東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、<u>取引所外国為替証拠金取引として、対日本円取引が21種類、クロス取引が12種類あります。</u></p> <p>対日本円取引の対象通貨、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表の通りです。</p>			<p>取引所為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>☆取引の方法</p> <p>東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、<u>取引所外国為替証拠金取引として、対日本円取引が17通貨、クロス取引が11種類取引されます。</u></p> <p>対日本円取引の対象通貨、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表の通りです。</p>		
通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅	通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅
米ドル	10,000 米ドル	0.005(50 円)	米ドル	10,000 米ドル	0.005(50 円)
ユーロ	10,000 ユーロ	0.005(50 円)	ユーロ	10,000 ユーロ	0.005(50 円)
英ポンド	10,000 英ポンド	0.01(100 円)	英ポンド	10,000 英ポンド	0.01(100 円)
豪ドル	10,000 豪ドル	0.005(50 円)	豪ドル	10,000 豪ドル	0.005(50 円)
カナダドル	10,000 カナダドル	0.01(100 円)	カナダドル	10,000 カナダドル	0.01(100 円)
スイスフラン	10,000 スイスフラン	0.01(100 円)	スイスフラン	10,000 スイスフラン	0.01(100 円)
NZドル	10,000NZドル	0.01(100 円)	NZドル	10,000NZドル	0.01(100 円)
トルコリラ	10,000 トルコリラ	0.01(100 円)	トルコリラ	10,000 トルコリラ	0.01(100 円)
ポーランドズロチ	10,000ポーランドズ ロチ	0.01(100 円)	ポーランドズロチ	10,000ポーランドズ ロチ	0.01(100 円)
南アフリカランド	100,000 南アフリカ ランド	0.005(500 円)	南アフリカランド	100,000 南アフリカ ランド	0.005(500 円)

新			旧		
ノルウェークローネ	100,000 ノルウェークローネ	0.005 (500 円)	ノルウェークローネ	100,000 ノルウェークローネ	0.005 (500 円)
香港ドル	100,000 香港ドル	0.005 (500 円)	香港ドル	100,000 香港ドル	0.005 (500 円)
スウェーデンクローナ	100,000 スウェーデンクローナ	0.005 (500 円)	スウェーデンクローナ	100,000 スウェーデンクローナ	0.005 (500 円)
メキシコペソ	100,000 メキシコペソ	0.005 (500 円)	メキシコペソ	100,000 メキシコペソ	0.005 (500 円)
中国人民元	100,000 中国人民元	0.001 (100 円)	中国人民元	100,000 中国人民元	0.001 (100 円)
インドルピー	100,000 インドルピー	0.001 (100 円)	インドルピー	100,000 インドルピー	0.001 (100 円)
韓国ウォン	10,000,000 韓国ウォン	0.001 (100 円) (注)	韓国ウォン	10,000,000 韓国ウォン	0.001 (100 円) (注)
米ドル (ラージ)	100,000 米ドル	0.001 (100 円)	(新設)	(新設)	(新設)
ユーロ (ラージ)	100,000 ユーロ	0.001 (100 円)	(新設)	(新設)	(新設)
英ポンド (ラージ)	100,000 英ポンド	0.001 (100 円)	(新設)	(新設)	(新設)
豪ドル (ラージ)	100,000 豪ドル	0.001 (100 円)	(新設)	(新設)	(新設)
(注) (略)			(注) (略)		
クロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表のとおりです。			クロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表のとおりです。		
通貨の組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅	通貨の組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅
ユーロ・米ドル	10,000 ユーロ	0.0001 (1 米ドル)	ユーロ・米ドル	10,000 ユーロ	0.0001 (1 米ドル)

新			旧		
英ポンド・米ドル	10,000 英ポンド	0.0001(1 米ドル)	英ポンド・米ドル	10,000 英ポンド	0.0001(1 米ドル)
豪ドル・米ドル	10,000 豪ドル	0.0001(1 米ドル)	豪ドル・米ドル	10,000 豪ドル	0.0001(1 米ドル)
NZドル・米ドル	10,000NZドル	0.0001(1 米ドル)	NZドル・米ドル	10,000NZドル	0.0001(1 米ドル)
米ドル・カナダドル	10,000 米ドル	0.0001(1 カナダドル)	米ドル・カナダドル	10,000 米ドル	0.0001(1 カナダドル)
英ポンド・スイスフラン	10,000 英ポンド	0.0001(1 スイスフラン)	英ポンド・スイスフラン	10,000 英ポンド	0.0001(1 スイスフラン)
米ドル・スイスフラン	10,000 米ドル	0.0001(1 スイスフラン)	米ドル・スイスフラン	10,000 米ドル	0.0001(1 スイスフラン)
ユーロ・スイスフラン	10,000 ユーロ	0.0001(1 スイスフラン)	ユーロ・スイスフラン	10,000 ユーロ	0.0001(1 スイスフラン)
ユーロ・英ポンド	10,000 ユーロ	0.0001(1 英ポンド)	ユーロ・英ポンド	10,000 ユーロ	0.0001(1 英ポンド)
英ポンド・豪ドル	10,000 英ポンド	0.0001(1 豪ドル)	英ポンド・豪ドル	10,000 英ポンド	0.0001(1 豪ドル)
ユーロ・豪ドル	10,000 ユーロ	0.0001(1 豪ドル)	ユーロ・豪ドル	10,000 ユーロ	0.0001(1 豪ドル)
ユーロ・米ドル(ラージ)	100,000 ユーロ	0.0001(10 米ドル)	(新設)	(新設)	(新設)
※決済日について 「決済日」を文中から上記表に明記					

新	旧
<p>☆証拠金</p> <p>(1) 証拠金の計算方法 証拠金額は、一律方式により計算されます。<u>同一通貨組合せ</u>で売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。 (以下省略)</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) ロスカットの取扱い お客様の取引証拠金の額が維持証拠金額を下回った場合、当社は次の措置を取ることとします。時価評価総額が、必要証拠金の50%に相当する円価額を下回った場合、発注中の全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います(ロスカットルールといいます)。 ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、ロスカット条件の成否について当社が一定の間隔で監視を行っている関係上、ロスカットの基準価格となるレートでの約定を保証できるものではなく、外国為替相場の変動によっては、取引証拠金の残額以上の損失が生じる場合があります。また、ロスカットルールの執行の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければなりません。また、取引する通貨の対象国の休日等により、</p>	<p>☆証拠金</p> <p>(1) 証拠金の計算方法 証拠金額は、一律方式により計算されます。<u>同一通貨の組合せ</u>で売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。 (以下省略)</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) ロスカットの取扱い お客様の取引証拠金の額が維持証拠金額を下回った場合、当社は次の措置を取ることとします。時価評価総額が、必要証拠金の50%に相当する円価額を下回った場合、発注中の全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います(ロスカットルールといいます)。 ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、ロスカット条件の成否について当社が一定の間隔で監視を行っている関係上、ロスカットの基準価格となるレートでの約定を保証できるものではなく、外国為替相場の変動によっては、取引証拠金の残額以上の損失が生じる場合があります。また、ロスカットルールの執行の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければなりません。また、取引する通貨の対象国の休日等により、</p>

新	旧
<p>一部の通貨又は金融指標だけがロスカットされないことがあります。その場合、当該通貨又は金融指標のロスカットが完了するまでは、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできません。</p>	<p>その通貨又は金融指標だけがロスカットされないことがあります。その場合、当該通貨又は金融指標のロスカットが完了するまでは、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできません。</p>
<p>☆決済時の金銭の授受 取引所外国為替証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「☆証拠金 (6) 証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対日本円取引の通貨の場合 $\{1 \text{ 取引単位}^* \times \text{約定価格差 (円)} + \text{累積スワップポイント}\} \times \text{取引数量}$ <p>※それぞれの通貨の取引単位は、【取引所為替証拠金取引の種類 (対日本円取引)】の表をご覧ください。</p> <p>(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の</p>	<p>☆決済時の金銭の授受 取引所外国為替証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「☆証拠金 (6) 証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対日本円取引の通貨の場合 $\{10,000 \text{ 通貨単位}^* \times \text{約定価格差 (円)} + \text{累積スワップポイント}\} \times \text{取引数量}$ <p>※南アフリカランド、ノルウェークローネ、香港ドル、スウェーデンクローナ及びメキシコペソ、中国人民元及びインドルピーの場合は、100,000 通貨単位。</p> <p>(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の</p>

新	旧
<p>売付取引に係る約定価格との差をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> クロス取引の通貨の場合 $\{1 \text{ 取引単位}^* \times \text{約定価格差 (通貨単位)} + \text{累積スワップポイント (通貨単位)}\} \times \text{取引数量}$ <u>※それぞれの通貨の取引単位は、【取引所為替証拠金取引の種類 (クロス取引)】の表をご覧ください。</u> <u>(注) ユーロ・米ドル (ラージ) につきましては、米ドル・円 (ラージ) の当日清算価格で円通貨額を確定します。それ以外のクロス取引の通貨につきましては、決済がなされた取引日の対日本円取引 (非ラージ) の当日清算価格で円通貨額を確定します。</u> <p>(削除)</p>	<p>売付取引に係る約定価格との差をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> クロス取引の通貨の場合 $\{10,000 \text{ 通貨単位} \times \text{約定価格差 (通貨単位)} + \text{累積スワップポイント (通貨単位)}\} \times \text{取引数量}$ <u>(注) 決済がなされた取引日の対円取引の当日清算価格で円通貨額を確定します。</u> <ul style="list-style-type: none"> 韓国ウォンにおける対日本円取引の場合 $\{10,000,000 \text{ 通貨単位} \times \text{約定価格差 (円)} + \text{累積スワップポイント}\} \div 100^* \times \text{取引量}$ <u>※ 取引単位は 10,000,000 通貨単位ですが、呼び値及びスワップポイントが 100 通貨単位あたりの数値であるため、実質的には 100,000 通貨単位となります。</u>
<p>当社への取引の委託の手続きについて お客様が当社に取引所外国為替証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p>	<p>当社への取引の委託の手続きについて お客様が当社に取引所外国為替証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p>

新	旧
<p>(3) 委託注文の指示</p> <p>取引所外国為替証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を当社が提供するシステム注文画面に正確に入力して下さい。</p> <p>a. 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（この場合は東京金融取引所）</p> <p>b. 委託する<u>通貨組合せ</u></p> <p>c～g（省略）</p> <p>(4) 建玉の保有又は終了の方法</p> <p>既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、<u>転売又は買戻しとして取引数量分を建玉から先入先出法により減じる方法又は既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法（指定決済法）のどちらかを選択</u>します。指定決済法を選択する場合は、指定により建玉を減じる際に手数料を徴収しますので、お客様にとっては、手数料を二重に負担することとなります。また、建玉が両建てとなる期間、預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなります。</p> <p>(5)～(12)（省略）</p>	<p>(3) 委託注文の指示</p> <p>取引所外国為替証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を当社が提供するシステム注文画面に正確に入力して下さい。</p> <p>a. 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（この場合は東京金融取引所）</p> <p>b. 委託する<u>通貨の組合せ</u></p> <p>c～g（省略）</p> <p>(4) 建玉の保有又は終了の方法</p> <p>既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、<u>転売又は買戻しとして取引数量分を建玉から先入先出法の順番で減じる方法又は既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法（指定決済法）のどちらかを選択</u>します。指定決済法を選択する場合は、指定により建玉を減じる際に手数料を徴収しますので、お客様にとっては、手数料を二重に負担することとなります。また、建玉が両建てとなる期間、預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなります。</p> <p>(5)～(12)（省略）</p>

新			旧		
必要証拠金について (省略)			必要証拠金について (省略)		
	通貨ペア	百分率		通貨ペア	百分率
対円通貨ペア	米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、カナダドル、スイスフラン、NZドル、トルコリラ、ポーランドズロチ、南アフリカランド、ノルウェークローネ、香港ドル、スウェーデンクローナ、米ドル(ラージ)、ユーロ(ラージ)、英ポンド(ラージ)、豪ドル(ラージ)	4%	対円通貨ペア	米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、カナダドル、スイスフラン、NZドル、トルコリラ、ポーランドズロチ、南アフリカランド、ノルウェークローネ、香港ドル、スウェーデンクローナ、	4%
クロス通貨ペア	ユーロ・米ドル、英ポンド・米ドル、豪ドル・米ドル、NZドル・米ドル、米ドル・カナダドル、英ポンド・スイスフラン、米ドル・スイスフラン、ユーロ・スイスフラン、ユーロ・英ポンド、英ポンド・豪ドル、ユーロ・豪ドル、ユーロ・米ドル(ラージ)		クロス通貨ペア	ユーロ米ドル、英ポンド米ドル、英ポンドスイスフラン、米ドルスイスフラン、米ドルカナダドル、豪ドル米ドル、ユーロスイスフラン、ユーロ英ポンド、NZドル米ドル、ユーロ豪ドル、英ポンド豪ドル	

新		旧	
委託手数料について (1) 委託手数料の額		委託手数料について (1) 委託手数料の額	
通貨ペア	1枚(1取引単位数量)あたり 片道手数料(税込)	1枚(1取引単位数量)あたり片道手数料(税込)	0円
ドル(ラージ)、ユーロ(ラージ)、英ポンド(ラージ)、豪ドル(ラージ)、ユーロ・米ドル(ラージ)	【月間のお取引枚数の合計が「100枚」まで】 1枚972円 【月間のお取引枚数の合計が「101枚」以上から】 101枚目以降は1枚756円		
上記以外の通貨ペア	0円		
<p>※建玉整理の手数料は全ての通貨ペアで無料です。ロスカット注文・強制決済注文は通常のお取引と同じ手数料が発生します。</p> <p>※建玉整理は取引枚数には含まれません。</p> <p>※くりっく365ラージ以外のくりっく365のお取引は、クリック365ラージのお取引枚数と合算されません。</p> <p>※月間101枚以上お取引された場合でも、100枚目までのお取引は972円/枚(税込)の手数料が適用されます。</p>			